

看護職員等処遇改善事業
対象医療施設管理者 様

長崎県医療人材対策室長
(公 印 省 略)

看護職員等処遇改善事業の実施について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本県の保健医療行政の推進については、日頃より格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記事業について、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、事業に係る当面のスケジュール及び手続きについてお知らせします。貴施設におかれましては、下記を確認のうえ、賃金改善開始後速やかに県あて報告していただきますようお願いいたします。

記

1. 当面のスケジュール及び手続き

令和 4 年 2 月

■ 看護職員等の賃金改善の開始

※ 2 月分の支給に間に合わない場合は、3 月に 3 月分に併せて支給することも可能。

※ 4 月分以降の賃金改善は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることとなっているが、2・3 月分は一時金等による支給も可能。

■ 医療機関から県あて、別添様式第 1 号「看護職員等処遇改善事業に係る賃金改善開始の報告」の提出

※ 賃金改善を開始した場合は、速やかに、下記担当へ F A X 又はメールにて報告書を提出。

補助要件として、令和 4 年 2 月分から賃金改善を開始し、年度内に支給すること及び賃金改善を開始した場合は、報告書を県に提出することが必須となっておりますのでご注意ください。

令和4年3月末

■ 県予算の成立・県補助要綱の策定

■ 医療機関へ補助金の交付申請手続き等について通知

※交付申請に必要な書類の1つは、別添「看護職員等処遇改善事業 賃金改善計画書」です。

令和4年4月

■ 医療機関から県へ交付申請開始

開始時に、改めてお知らせいたします。

2. 添付資料

- ・看護職員等処遇改善事業の実施について（厚生労働省医政局長通知）
- ・看護職員等処遇改善事業に係る賃金改善開始の報告（様式第1号）
- ・看護職員等処遇改善事業 賃金改善計画書及び報告書（別紙様式1及び2）

※本事業の様式データ等は、県HPに掲載しておりますので、ご活用ください。

『長崎県HP』⇒『組織で探す』⇒『福祉保健部 医療人材対策室』⇒『医療機関への補助事業』⇒『看護職員等処遇改善事業』で検索ください。

3. 厚生労働省HP及びコールセンター

事業の制度内容等に関する問合せ窓口として、厚生労働省がHP及びコールセンターを設置しております。制度内容等について疑義等がある場合は、コールセンターをご活用ください。

[厚労省HP]

「厚生労働省 看護職員等処遇改善事業」で検索

[コールセンター連絡先]

厚生労働省医政局看護職員等処遇改善事業電話相談窓口

受付時間：平日 9時～17時

電話番号：03-6634-3744

※ 回線が混み合い、電話が繋がりにくいことがあります。

長崎県 福祉保健部 医療人材対策室（担当：井邑、柿森）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL：095-895-2421 FAX：095-895-2573

メール：vivaimu0610@pref.nagasaki.lg.jp（井邑）

hirotoshi-kakimori@pref.nagasaki.lg.jp（柿森）